

令和6年第8回農業委員会総会議事録

1 開 会 日 時 令和6年8月26日（月）午前8時55分

2 閉 会 日 時 令和6年8月26日（月）午前9時07分

3 場 所 小国町役場 4階 大会議室

4 出席した委員 1番 安 部 茂 5番 小 嶋 剛
 6番 金 敦 子 3番 横 山 隆 藏
 7番 山 口 満

5 欠席した委員 2番 大 谷 健 人 4番 舟 山 孝 夫

6 出席した職員 事 務 局 長 伊 藤 哲 史
 事務局次長 大 谷 愛 子
 書 記 舟 山 重 浩
 書 記 安 部 佳 奈

7 欠席した職員 な し

8 付 議 案 件

議第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

報第5号 農地法第18条第6項の規定による通知について

そ の 他 農地法第3条第1項の許可を要しない権利取得の届出の受理について

議 長 皆様、おはようございます。本日は、大谷委員、舟山委員の2名が欠席でございます。5名の出席となっておりますので、本日の会議は、成立いたします。ただいまから令和6年第8回小国町農業委員会総会を開会いたします。

議 長 日程は、配布のとおりでございます。
会議は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議無いようでございますので、会期は、本日1日限りといたします。それでは日程に従い進めさせていただきます。

議 長 本日の議事録署名委員は、5番委員、6番委員の両名にお願いいたします。

議 長 それでは、議第17号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程します。議第17号について、事務局に説明を求めます。

次 長 (説明)
お手元にお配りしている別紙資料により、申請地をご確認ください。
今回の申請に係る7筆中、4筆が農振農用地に該当しておりますが、砂利採取に伴う一時転用ですので、転用は可能であります。
また、農地法第5条第2項に該当しないものとして、書類受理の段階で確認しております。
以上、ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 調査委員に調査を依頼しております。調査委員より報告をお願いいたします。

1番委員 現場確認及び聞き取り調査の結果を報告します。今月の22日、午前9時から■
■の■■さん、舟山委員、大谷事務局次長と現場確認を行いました。■■さんは立ち会えませんでした。電話で問題ないことを確認しています。

場所は、同じ■■さんが砂利採取を行っている場所から100メートルほど離れた場所です。こちらから行って県道の左側、■■寄りで県道から200メートルくらい離れています。

実家がもとはあって、県道ができた段階で県道脇に移転し、以前の屋敷周りの農地がかなりの間耕作放棄となった。砂利採取して農地に戻す計画です。

周りの田には、農道で離れているので、影響ないものと確認しました。■■さん、

■■さんはいとこ同士で、父親が亡くなって2人の地権者となっています。
問題がないものと判断しました。

議 長 議第18号について、質問、ご意見などございましたら発言をお願いいたします。

(質疑等無し)

議 長 質疑を終結いたします。直ちに採決いたします。議第18号について許可相当と意見を付して知事に進達するものとして決定することに異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 異議無いようでございますので、議第18号について許可相当と意見を付して知事に進達する事に決定いたします。

議 長 次に報第5号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程いたします。報第5号について事務局に報告を求めます。

次 長 (説明)

農地中間管理事業で賃貸借を行っていた農地でございますが、令和6年度にあっせんが成立し売買により、所有権移転が行われて、解約となったものです。以上です。

議 長 次に、その他「農地法第3条第1項の許可を要しない権利取得の届出の受理について」を上程します。事務局に報告を求めます。

次 長 議案説明

8月総会に係る申請書受付期間の7月11日から8月10日までの間に届出があったのは1件でございます。

内容につきましては表に記載のとおりでございます。

書面をもって報告させていただきます。

議 長 本日の議案は以上でございます。以上をもちまして、第8回小国町農業委員会総会の全日程を終了いたします。大変ご苦勞様でした。

(午前9時時08分)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

令和6年8月26日

議 長

署名委員

署名委員